

本入札案件に関する暫定措置について

本学が利用しておりますリバースオークションシステム（見積@Dee）は、10月21日に実施されたPHP脆弱性への対応の影響により、現在システムを利用できない状況となっており、復旧のめどが立っておりません。

このため、システムが復旧するまでの間、「リバースオークション入札の注意事項」に定める手順の一部を、暫定的に以下のとおり変更いたしますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、システムが復旧した場合は通常の手順に戻します。その際は、契約担当者より別途ご連絡いたします。

<変更箇所>

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加資格を有する者とします。なお、システム障害に伴う暫定措置として、「1.1 利用システム」に定める見積@Deeの利用者登録（ID等の取得）は不要とします。

1.3 リバースオークション参加手順

1.3.1【1回目】

以下の契約担当者宛に、電子メールで参加表明を行ってください。なお、通常システム上で提出する書類については、電子メールに添付して提出してください。

紙媒体で提出する書類については、「リバースオークション入札の注意事項」のとおりに提出してください。

件名：「ICTシステム機器リース 一式」の参加表明

送付先：財務部契約課第二担当

E-mail: keiyakugroup.keiyaku@un.tsukuba.ac.jp

参加資格等を確認後、「参加確定」の通知を電子メールにより送付します。

1.3.2【2回目】

「参加確定」の通知を受領した者は、入札終了日時までに、上記の契約担当者宛に電子メールで入札金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を送信してください。

件名：「ICTシステム機器リース 一式」の入札金額

なお、システム障害により、システムを利用したリバースオークションを実施できないため、復旧までの間は電子メールによる1回限りの価格提出方式により実施します。

入札は、入札終了日時までに本学メールサーバで受信したものを有効とし、その受付時刻は本学メールサーバの受信時刻をもって判断します。

予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札をした者を契約交渉権者とし、契約担当者からその旨を電子メールで連絡します。その後、価格交渉を行い、契約金額を決定します。

入札価格が同額であった場合は、本学において、入札執行者の立会いの下、くじにより契約交渉権者を決定します。

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 ICTシステム機器リース 一式
(リバースオークション対象案件)
- (2) 賃貸借期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム（見積@Dee を指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記1(1)の件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当
(電話番号 029-853-2179)

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

- (1) 提出方法 システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出
- (2) 提出期限 令和8年11月16日 12時00分

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

5 入札方法

入札は、仕様書に定める賃貸借期間（60か月）に1か月当たりの見積単価を乗じて得た総価をもって行うこと。なお、落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

ただし、契約は1か月当たりの賃貸借料による単価契約とする。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要

な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和9年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明したものであること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和8年10月30日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

② 納入できることを証明する書類

（①と②を併せて以下「競争参加者の確認書類」という。）を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。ただし、例示品と同等品又はそれ以上のもので参加を希望する場合には、上記①をシステム上で提出することに加えて、上記②及び後記「7.」③（提案物品が例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類）を、後記「7.」に記載の期日までに必要部数を紙媒体により提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。
- ・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週間程度（例示品と同等品又はそれ以上のもので参加を希望し、技術審査を行う場合は、1 週間から 2 週間程度）要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。
- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年12月21日 14時00分（自動延長なし）

4. 入札は、仕様書に定める賃貸借期間（60か月）に1か月当たりの見積単価を乗じて得た総価をもって行うこと。なお、落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。落札者との間で価格交渉を行った上で、契約金額を決定する。価格交渉は、入札締切日時後に電子メール又は電話等により行うものとする。

ただし、契約は1か月当たりの賃貸借料による単価契約とする。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認書類を下記の期日までに提出すること。

例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和9年度の資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表
- ・入札機器を、第三者をして貸付けようとする者にあっては、入札者自ら貸付けできる能力を有することを証明するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明する書類

②納入できることを証明する書類…システム上にて提出（例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合は紙媒体で提出すること。）

- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・ 1 部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・参考見積書（別紙留意事項を確認の上作成）・・・・・・・・・・ 1 部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(1)インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）

(2)上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

③例示品と同等品以上であることを証明する書類…紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は、
具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 部
※技術仕様書は本学の仕様書と対比して作成すること。
- ・提案物品全てのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 部

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和8年11月16日(月) 12時00分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当

電話番号：029-853-2179

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

- 1 入札の件名
 附属高等学校 ICT システム機器リース 一式
- 2 添付書類
- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
 - ・提案物品全てのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
 - ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (1)インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
- (2)上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

以上

【提出資料に対する照会先】
会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

以上
別 紙

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

(二者契約)

貸借契約書(案)

賃貸借物品名及び数量：ICTシステム機器リース 一式（別紙内訳のとおり）

賃 貸 借 料 金 : 月 額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料金に110分の10を乗じて得た額である。）

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、賃貸借料金を決定するものとする。

[illegible]

第 1 条 甲は、別紙に掲げるシステムを国立大学法人筑波大学において借入するものとし、乙は甲の使用に供し装置の適切な指導を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。

第 2 条 賃貸借期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとし、解約はできないものとする。

第 3 条 借入期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、賃貸借料金は日割りにより算出するものとする。

第 4 条 乙は、賃貸借料金請求書を国立大学法人筑波大学財務部契約課へ送付するものとする。

第 5 条 賃貸借料金は、1 か月毎に支払うものとし、当該期間経過後適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

第 6 条 乙は、令和9年3月15日までに、仕様書で定める場所において、システムを完全に使用できる状態にして、甲の検査を受けなければならないものとする。

2 前項の検査の結果、合格となった場合、乙は、甲に引渡書を提出するものとし、甲は、賃貸借期間開始日をもって乙からシステムの引渡しを受けるものとする。

第 7 条 乙はシステムが常に正常稼働するように、保守及び点検（以下「保守」という。）を行うものとする。

第 8 条 甲は装置の保全のため、乙が定めた温度、湿度、その他良好な環境を保つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは直ちに甲に助言するものとする。

第 9 条 プログラム・プロダクトの使用については、別添のプログラム・プロダクト契約条項によるものとする。

第 10 条 乙は、装置の保守不完全、故障等乙の責に帰すべき理由により、甲の業務遂行に著しい支障をきたす場合は、甲の求めにより、直ちに同等性能を有する装置を使用できるよう乙の負担において措置するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由によりその処置を講じた場合は、これに要した費用は甲の負担とする。

第 11 条 甲は、システムの追加又は据付場所の変更等を行う必要が生じた場合には、甲・乙協議してこれを行うものとする。

2 前項により、賃貸借料金、その他契約の内容を改訂する必要が生じた場合は、甲・乙協議して契約を変更するものとする。

第 12 条 システムの搬入等に必要な運送料、保険料等の経費は乙の負担とする。

第 13 条 乙は、自己の負担において装置に動産総合保険を付するものとする。

第 14 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によってシステムに損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙協議して定めるものとする。この場合において前条による動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第 15 条 物品の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他いずれの当事者の責任にもよらない事由により生じた物品の損失・毀損は甲の負担とする。この場合、物品が修復不可能なときは、乙は、甲に対して契約金額の残額（保守相当額は除く。）を限度に請求することができるものとする。その場合、第 13 条による動産総合保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第 16 条 契約保証金は免除する。

第 17 条 甲は、自己の都合により賃貸借期間満了前にこの契約を解約するときは、解約しようとする日の 3 か月前までに、書面によって乙に通知するものとする。

2 前項により解約した場合、乙は、契約金額の残額（保守費相当額は除く。）を、甲に請求できるものとする。

- 第18条 甲又は乙は相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しないときは、書面を以て通知することにより、この契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の場合、甲又は乙は相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。その額は甲・乙協議して定めるものとする。
- 3 天災その他の不可抗力の原因により装置が使用不能になった場合には、甲・乙協議してこの契約を解除することができるものとする。
- 第19条 乙は、業務上知り得た甲の秘密等について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 第20条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- 第21条 この契約について甲・乙間に紛争を生じたときは、両者協議の上これを解決するものとする。
- 第22条 本契約はファイナンス・リース取引とする。
- 第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。
- 第24条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

乙

プログラム・プロダクト契約条項

- 第 1 条 乙は甲に対し、別紙に掲げるプログラム・プロダクト（ソフトウェア説明書、使用手引書等の付属資料を含む）の使用を許諾するものとする。
- 第 2 条 甲は、プログラム・プロダクトを別紙に掲げる装置においてのみ又は指定された台数分のみ利用することができるものとする。ただし、あらかじめ書面をもって乙の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 甲は、国立大学法人筑波大学以外の第三者に対し、プログラム・プロダクトを有償・無償を問わず譲渡し、使用を許諾し、若しくはその他の方法で使用させ、又は当該内容を第三者に開示してはならないものとする。
- 3 甲は、プログラム・プロダクト及びこれらに関し知り得た技術情報を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に開示しないものとする。また、本契約終了後といえども、第三者に開示しないものとする。
- 第 3 条 甲は、プログラム・プロダクトの全部又は一部を改造し、又は他のプログラムに組み込んではならないものとする。
- 第 4 条 甲は、プログラム・プロダクトをバックアップの目的のために機械で読み取り得る形式に原本を複製できるものとする。ただし、乙よりあらかじめバックアップ用として複製されたプログラム・プロダクトを提供される場合については、いかなる場合も複製できないものとする。
- 2 前項により変換し、若しくは複製されたプログラム・プロダクトの取扱いは、原本の取扱いと同様とし、甲はこの契約の定めに従って使用するものとする。
- 3 甲は、プログラム・プロダクトの全部又は一部を逆アセンブル、又は逆コンパイルすることはできないものとする。
- 第 5 条 乙が納入するプログラム・プロダクトのうち、輸出関連法規の適用等を受けるものについては、乙がその旨表示するものとし、甲はその定めに従うものとする。
- 第 6 条 甲はプログラム・プロダクトにつき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

別紙

賃貸借物品名	規格等	数量
I C Tシステム機器リース		一式

(三者契約)

貸借契約書(案)

賃貸借物品名及び数量：ICTシステム機器リース 一式（別紙内訳のとおり）

賃 貸 借 料 金 : 月 額 金 円 也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也（消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、賃貸借料金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、賃貸借料金を決定するものとする。

[illegible]

第 1 条 甲は、別紙に掲げるシステムを国立大学法人筑波大学において借入するものとし、乙は甲の使用に供し装置の適切な指導を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。なお、乙は丙をして乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

第 2 条 賃貸借期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとし、解約はできないものとする。

第 3 条 借入期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、賃貸借料金は日割りにより算出するものとする。

第 4 条 丙は、賃貸借料金請求書を国立大学法人筑波大学財務部契約課へ送付するものとする。

第 5 条 賃貸借料金は、1 か月毎に支払うものとし、当該期間経過後適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

第 6 条 乙・丙は、令和 9 年 3 月 15 日までに、仕様書で定める場所において、システムを完全に使用できる状態にして、甲の検査を受けなければならないものとする。

2 前項の検査の結果、合格となった場合、丙は、甲に引渡書を提出するものとし、

甲は、賃貸借期間開始日をもって丙からシステムの引渡しを受けるものとする。

第 7 条 乙・丙はシステムが常に正常稼働するように、乙・丙の責任により保守及び点検（以下「保守」という。）を行うものとする。

第 8 条 甲は装置の保全のため、乙が定めた温度、湿度、その他良好な環境を保つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは直ちに甲に助言するものとする。

第 9 条 プログラム・プロダクトの使用については、別添のプログラム・プロダクト契約条項によるものとする。

第 10 条 乙は、装置の保守不完全、故障等乙の責に帰すべき理由により、甲の業務遂行に著しい支障をきたす場合は、甲の求めにより、直ちに同等性能を有する装置を使用できるよう乙の負担において措置するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由によりその処置を講じた場合は、これに要した費用は甲の負担とする。

第 11 条 甲は、システムの追加又は据付場所の変更等を行う必要が生じた場合には、甲・乙・丙協議してこれを行うものとする。

2 前項により、賃貸借料金、その他契約の内容を改訂する必要が生じた場合は、甲・乙・丙協議して契約を変更するものとする。

第 12 条 システムの搬入等に必要な運送料、保険料等の経費は丙の負担とする。

第 13 条 丙は、自己の負担において装置に動産総合保険を付するものとする。

第 14 条 丙は、甲が故意又は重大な過失によってシステムに損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙・丙協議して定めるものとする。この場合において前条による動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第 15 条 物品の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他いずれの当事者の責任にもよらない事由により生じた物品の損失・毀損は甲の負担とする。この場合、物品が修復不可能なときは、丙は、甲に対して契約金額の残額（保守相当額は除く。）を限度に請求することができるものとする。その場合、第 13 条による動産総合保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第 16 条 契約保証金は免除する。

第 17 条 甲は、自己の都合により賃貸借期間満了前にこの契約を解約するときは、解約しようとする日の3か月前までに、書面によって乙及び丙に通知するものとする。

2 前項により解約した場合、丙は、契約金額の残額（保守費相当額は除く。）を、甲に請求できるものとする。

第 18 条 甲、乙又は丙は相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しない

ときは、書面を以て通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、甲、乙又は丙は相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。その額は甲・乙・丙協議して定めるものとする。

3 天災その他の不可抗力の原因により装置が使用不能になった場合には、甲・乙・丙協議してこの契約を解除することができるものとする。

第19条 乙・丙は、業務上知り得た甲の秘密等について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第20条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第21条 この契約について甲・乙・丙間に紛争を生じたときは、三者協議の上これを解決するものとする。

第22条 本契約はファイナンス・リース取引とする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙・丙協議して定めるものとする。

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙・丙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は3通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

乙

丙

プログラム・プロダクト契約条項

- 第 1 条 乙は甲に対し、別紙に掲げるプログラム・プロダクト（ソフトウェア説明書、使用手引書等の付属資料を含む）の使用を許諾するものとする。
- 第 2 条 甲は、プログラム・プロダクトを別紙に掲げる装置においてのみ又は指定された台数分のみ利用することができるものとする。ただし、あらかじめ書面をもって乙の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 甲は、国立大学法人筑波大学以外の第三者に対し、プログラム・プロダクトを有償・無償を問わず譲渡し、使用を許諾し、若しくはその他の方法で使用させ、又は当該内容を第三者に開示してはならないものとする。
- 3 甲は、プログラム・プロダクト及びこれらに関し知り得た技術情報を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に開示しないものとする。また、本契約終了後といえども、第三者に開示しないものとする。
- 第 3 条 甲は、プログラム・プロダクトの全部又は一部を改造し、又は他のプログラムに組み込んではならないものとする。
- 第 4 条 甲は、プログラム・プロダクトをバックアップの目的のために機械で読み取り得る形式に原本を複製できるものとする。ただし、乙よりあらかじめバックアップ用として複製されたプログラム・プロダクトを提供される場合については、いかなる場合も複製できないものとする。
- 2 前項により変換し、若しくは複製されたプログラム・プロダクトの取扱いは、原本の取扱いと同様とし、甲はこの契約の定めに従って使用するものとする。
- 3 甲は、プログラム・プロダクトの全部又は一部を逆アセンブル、又は逆コンパイルすることはできないものとする。
- 第 5 条 乙が納入するプログラム・プロダクトのうち、輸出関連法規の適用等を受けるものについては、乙がその旨表示するものとし、甲はその定めに従うものとする。
- 第 6 条 甲はプログラム・プロダクトにつき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

別紙

賃貸借物品名	規格等	数量
I C Tシステム機器リース		一式

仕 様 書

1. 1. 調達物品名 ICTシステム機器リース 一式
2. 規格及び数量 詳細は、別紙1のとおり
3. 賃 貸 借 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日(60か月間)
※ただし、機器の導入(搬入、設置調整及び動作確認を含む。)は、令和9年3月15日までに完了すること。
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学附属高等学校
3階 情報実習室、1階交換機室
5. 支 払 代金は1か月ごとに支払うものとし、当該期間経過後適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. そ の 他
 - (1) 搬入、設置、調整、撤去等1式を含むものとする。
オプション類(A3対応カラープリンター用ペーパーフィーダー)を取り付けた上で動作確認を行うこと。
 - (2) 納入物は、未使用の新品であることを要件とし、中古品、再生品、展示品等は認めない。
 - (3) 本調達の範囲は、仕様書に示す機器本体、それらの機器を接続するためのケーブル類、機器のハードウェア及びソフトウェアのシステム設定、機器の搬入、設置及び調整、既存のネットワーク及び機器への接続、賃貸借期間内の機器及びシステム運用の保守、契約終了後の機器の撤去を含むものとする。
 - (4) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
 - (5) 設置場所の確認が必要な場合は、事前に下記に問い合わせること。
(担当者:筑波大学附属高等学校 内海 03-3941-7176)
 - (6) その他詳細については、発注者の指示によるものとする。

1. 調達物品の規格及び数量等

品名・型式等規格・数量は、別紙2内訳書のとおり

上記例示品又は同等品若しくはそれ以上

(ただし、授業支援ソフトウェアと環境復元ソフトウェアは連動性が必要なため同一メーカーのものとする。)

2. 同等品又はそれ以上のもので参加する場合

同等品又はそれ以上のもので参加を希望する者は、あらかじめそれを証する書類を令和8年11月16日(月)12時00分までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

3. 導入目的

筑波大学附属高等学校情報科を主として、各教科の授業を円滑に実施することを目的とする。現在導入しているICTシステムは老朽化が進み、頻繁に不具合が発生したり、使用したいソフトウェアの要件を満たせなくなったりしている。使用したいソフトウェアは生徒所有の端末では動作できないため、今回導入するデスクトップ端末を使用することにより、それらのソフトウェアを活用した授業が実施できるようになる。

4. 全般事項

- ①作業スケジュールは本学担当者と協議を行い、その指示に従い作業を進めること。
- ②導入システムは、令和9年4月1日より運用を開始する。
- ③納入品の搬入に際しては、本学施設に損傷を与えないように十分な注意を払うとともに、納品時には受注者が立ち会うこと。

5. 性能、機能に関する要件

【ハードウェア一覧】

I 教師用デスクトップ端末(例示品:㈱日本 HP 型番:Pro Desk 4 SFF G1i Desktop AI PC/CT スタンダードモデル【S1】B15BWAV-BFGE)

- ①搭載 OS は、Windows 11 Pro 64bit (日本語版)相当以上であること。
- ②CPUは、Intel Core Ultra5-225 以上であること。
- ③メモリは、16GB 以上であり、ストレージは SSD 256GB 以上であること。
- ④光学ドライブとして DVD-ROMドライブ及びDVDライターの機能を有すること。
- ⑤ディスプレイ接続について、2 画面への出力に対応できること。
- ⑥10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 1 つ以上有すること。

- ⑦USB ポートを3つ以上有すること。
- ⑧USB 日本語キーボード、及び USB 光学マウスが付属されていること。
- ⑨メーカー保守は、5 年間でオンサイト修理に対応していること。

II 教師用液晶ディスプレイ（例示品：㈱アイオーデータ 型番:LCD-A221DB）

- ①サイズは 21.5 型以上であり、解像度は 1920×1080(フル HD)以上であること。
- ②HDMI、アナログ RGB のインターフェースを1つずつ有すること。

III 生徒用デスクトップ端末

（例示品：㈱日本 HP 型番:Pro SFF 400 G9 Desktop PC D7VU3AT#ABJ）

- ①教師用デスクトップ端末と同一メーカーであること。
- ②搭載 OS は、Windows 11 Pro 64bit（日本語版）相当以上であること。
- ③CPUは、Intel Core i5-12500 以上であること。
- ④メモリは、16GB 以上であり、ストレージは SSD 256GB 以上であること。
- ⑤光学ドライブとして内蔵スーパーマルチドライブの機能を有すること。
- ⑥ディスプレイ接続について、HDMI 又は DisplayPort のいずれかのインターフェースを有すること。
- ⑦10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 1 つ以上有すること。
- ⑧USB ポートを3つ以上有すること。
- ⑨USB 日本語キーボード及び USB 光学マウスが付属されていること。
- ⑩メーカー保守は、5 年間でオンサイト修理に対応していること。

IV 生徒用液晶ディスプレイ（例示品：㈱アイオーデータ 型番:LCD-A221DB）

- ①サイズは 21.5 型以上であり、解像度は 1920×1080(フル HD)以上であること。
- ②HDMI、アナログ RGB のインターフェースを1つずつ有すること。

V A3 対応カラープリンター

（例示品：キヤノン㈱ 型番: Satera LBP861C 5728C003、PF-G1 1834C001）

- ①用紙サイズ A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガルに対応していること。
- ②ウォームアップ時間は、2 秒以下であること。
- ③印刷スピードは片面、両面とも A4:36 枚/分、A3:18 枚/分以上であること。
- ④ファーストプリントタイム(A4)は、カラー:7.4 秒以下、モノクロ:6.7 秒以下であること。
- ⑤解像度は 9,600dpi 相当以上であること。
- ⑥標準の給紙容量は 350 枚以上であること。
- ⑦オプションとして、給紙容量 350 枚以上のペーパーフィーダーを備えること。
- ⑧10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 1 つ以上有すること。また、無線 LAN は 2.4GHz 帯の「IEEE 802.11b/g/n」に対応していること。
- ⑨両面印刷に対応していること。
- ⑩メーカー保守は 5 年間でであること。

VI 授業支援システム

以下の2製品はシステムの安定性を考慮し以下の機能を同一メーカーの製品で有し、またサーバー機がない環境下でも設定及び運用ができること。

- ①授業支援ソフトウェア(例示品:チエル㈱ CaLabo LX 先生用ライセンス(ビデオキャプチャーデバイス付き)及び CaLabo LX 生徒用ライセンス)
 - (1)1 つのクラスに対して複数の座席レイアウトを登録することが可能なこと。
 - (2)教師用デスクトップ端末の画面を生徒用デスクトップ端末へ送出的ること。また生徒用デスクトップ端末画面の分割巡回受信が教師用デスクトップ端末にて可能なこと。
 - (3)教師用デスクトップ端末から、生徒用デスクトップ端末をリモート操作できること。
 - (4)MPEG ファイル又は AV 機器の映像を、リアルタイムにエンコードしながら、生徒用デスクトップ端末に一斉配信できること。
 - (5)対象者を選択する必要なく、ワンクリックで全生徒用デスクトップ端末に教員画面の送信／ブラックアウト／インターネット利用禁止がそれぞれ実行できること。
 - (6)生徒用デスクトップ端末の電源 ON／OFF／再起動／ログオン／ログオフを、教師用デスクトップ端末からリモートで行えること。
 - (7) 生徒用デスクトップ端末で起動しているアプリケーションの一覧表示ができ、また強制終了できること。
 - (8)生徒用デスクトップ端末のアプリケーションの利用をホワイトリスト方式(許可したものだけを利用可とする方式)／ブラックリスト方式(禁止したものだけ利用不可とする方式)を併用して一時的に制限できること。
 - (9)生徒用デスクトップ端末の Web ブラウザの規制ができること(Microsoft Edge、Firefox、Chrome)。
 - (10)教師用デスクトップ端末が起動していない状態でも、生徒用デスクトップ端末の Web アクセスへの制限がかけられること。
 - (11)exe ファイルなどのアイコン、ブラウザ上の URL を座席スペースにドラッグ＆ドロップすることで、該当のプログラムや URL を直感的に起動することが可能なこと。また同じ手順でファイル配付も可能なこと。
 - (12)グループワーク機能を有し、グループのリーダーから各生徒用デスクトップ端末へファイルを配布／提出ができること。リーダーについては、学習者で任意に変更ができること。
 - (13)プレゼンテーションの発表者に対し、他学習者からの相互評価ができること。評価種別は数値による定量評価と、自由テキスト記述による定性評価が同時に行えること。

②環境復元ソフトウェア

(例示品:チエル㈱ WinKeeper)

- (1)環境復元ソフトウェアの設定画面は、パスワードによって保護できること。
- (2)ファイル削除やレジストリ変更をされた場合でも再起動のみで起動時の初期状態に戻せること。
- (3)復元する対象領域は、ファイル／フォルダ単位で設定できること。
- (4)フォルダ/ファイル単位で保護対象外の領域を設定できること。また、指定したレ

ジストリを保護し、その保護を解除することで全体の保護をかけたままウィルス対策ソフトのパターンファイル情報やソフトウェアライセンス情報の更新が出来ること。

- (5) 教師用デスクトップ端末から、生徒用デスクトップ端末をモニタリング・リモート操作、生徒用デスクトップ端末へのメッセージ送信及びコマンド送信、生徒用デスクトップ端末の任意のフォルダに対してファイルを配信・実行することができること。
- (6) 手動又はスケジュール設定により、生徒用デスクトップ端末の電源オン / 電源オフ / 再起動ができること。
- (7) 教師用デスクトップ端末から、生徒用デスクトップ端末の保護設定をリモートで行えること。また、その生徒用デスクトップ端末の保護設定内容を保存し、他の生徒用デスクトップ端末へ一斉コピーできること。
- (8) レジストリエディタ、コントロールパネル、ネットワークのプロパティ、画面のプロパティ、インターネットオプション、Windows タスクマネージャ、アクションセンター、(Windows)設定の使用を禁止できること。
- (9) 生徒用デスクトップ端末が利用するプログラムの利用許可/禁止を一斉に設定・適用できること。また、登録したプログラムのみの起動許可については、スケジュールを設定して自動処理できること。
- (10) タイマー機能により、電源オフ/再起動、保護機能の実行/解除、コマンドファイル実行、管理者メッセージ送信、画面のロック/ロック解除、ハードディスクのデフラグ、フォルダ内削除を自動処理できること。
- (11) 生徒用デスクトップ端末において、管理者が許可していないアプリケーションのインストールを禁止又は制限できること。
- (12) USBドライブの使用を禁止できること。
- (13) 保護停止状態でも WindowsUpdate の自動適用を停止できること。
- (14) 指定したフォルダに保存したファイルを一定時間が経過した後に自動的に削除できること。
- (15) 端末の OS やソフトウェアの端末情報を画面上で確認できること。
- (16) ログオンログオフしたアカウント名と時刻の履歴情報が、10 日間分以上保持され確認できること。

6. 機器搬入・設置・配線作業

① 搬入・設置作業

- (1) 全ての機器の設置及び接続を行い、正常に使用できるようにすること。
- (2) 情報実習室内に設置されている本学所有のネットワークラックに、本学所有のレイヤ 2 スイッチングハブ(Panasonic Switch-M48eG)を格納すること。
- (3) プリンター台については、本学所有のプリンター台を流用することとし、サイズが合わない場合等については、床置きをすること。
- (4) その他の機器の設置方法は、本学担当者の指示に従うこと。
- (5) 端末の本学担当者が指定する箇所に機器管理番号を記載したラベルを貼付すること。
- (6) 機器の搬入、設置作業にて発生した廃材は、回収・廃棄を行うこと。

② 配線作業

LANケーブル、電源タップは既設を利用して構わない。不足分は受注者が用意して極力配線が露出しないようにケーブル保護等を行い敷設すること。

7. 導入・移行作業

①作業全般

- 機器設定・ネットワーク構築を行うこと。
- 動作検証・疎通テストを行うこと。
- 新旧環境切替・移行を行うこと。
- 構築ドキュメント作成・運用引継ぎを行うこと。

②クライアント設定

- (1) 端末に下記のソフトウェアをインストールし、正常に使用可能な状態とすること。
 - ・ウイルス対策ソフトウェア(本学所有)
 - ・Microsoft 365 (本学所有)
 - ・Adobe Creative Cloud (本学所有)
 - ・教師用・生徒用授業支援ソフトウェア(調達品)
 - ・Adobe Acrobat Reader DC(フリーソフト)
 - ・Google Chrome(フリーソフト)
- (2) デスクトップアイコン、スタートメニュー、その他各種設定は、本学担当者と協議の上、決定すること。
- (3) 生徒用デスクトップ端末は、再起動するだけで OS を含めた環境が元の状態へ復元されるように設定すること。
- (4) Microsoft 365 のライセンス認証及び Adobe Creative Cloud のライセンス認証・自動更新プロセスと、環境復元ソフトウェアが競合しないような除外設定(レジストリや特定フォルダの保護解除等)を確実に実施すること。

③ネットワーク設定

情報実習室から、本調達機器がインターネット接続できるように調整を行うこと。

④その他機器設定

- (1) 教師用デスクトップ端末・生徒用デスクトップ端末より情報実習室内のプリンターが利用できるように設定すること。
- (2) 教師用デスクトップ端末の画面を 2 画面表示できるように必要数のケーブルを用意すること。
- (3) 2画面表示の教師用デスクトップ端末と HDMI 分配器/切替機と接続し、メイン/サブディスプレイ画面をプロジェクターに投影できること。各接続機器への HDMI ケーブル類の長さは、適度な余長が残るように構成し、インターフェースに合わせて適宜変換ケーブルを使用すること。

⑤イメージ展開

生徒用デスクトップ端末のイメージを作成し、展開作業を実施すること。

⑥動作検証

- (1) 導入機器が正常に使用可能であることを検証すること。
- (2) 検証項目は、事前に本学担当者に提示の上、承認を得ること。
- (3) 検証作業にてエラー項目があった場合は、本学担当者に報告の上、対処方法を協

議すること。

- (4)検証結果は、内容を整理した上で、動作確認項目書をマニュアル等と共に本学担当者に提出すること。

8. 講習会

①機器は令和 9 年 3 月 15 日までに導入完了するものとし、令和 9 年 4 月 1 日の運用開始までにシステムの操作説明講習会を実施すること。講習会は、3 階情報実習室及び 1 階交換機室に設置した機器を対象として、受講者 10 名程度に対し、1 回(約 1.5 時間)実施すること。実施時期は 3 月下旬頃を予定している。

②下記のソフトウェアの講習会をメーカー認定のインストラクターにより実施すること。

メーカーが認定制度を有していない場合は、精通したインストラクターにて講習を実施すること。

講習対象:授業支援ソフトウェア(CaLabo LX)
環境復元ソフトウェア(Winkeeper)

9. 保守

①対応期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日(60 か月間)

②対応曜日及び時間

月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで。

国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。

③保守対象

本調達で納入する全ての機器を保守の対象とする。

ただし、下記に該当する物品は保守対象外とする。

(1)本学の責により発生した故障

(2)機器メーカーの定める規定外の使用方法により発生した故障

(3)次に定める機器/消耗品

ア. プリンターのトナー及びカートリッジ

イ. プリンター用紙

ウ. その他メーカーが定期交換部品及び消耗品類と定めるもの

④保守業務内容

(1)故障の連絡を受けたときは、速やかに故障機器の修理に着手すること。

(2)保守作業について熟練した技術者を配置し、運用が円滑に進むよう努めること。

(3)保守対応の履歴の記録・保管を行い、本学担当者の要望に応じて提出すること。

(4)本システムを効果的に活用するために、有益な情報の提供及び運用相談に応じること。

⑤定期点検

(1)保守期間中は年 1 回以上、定期点検を実施すること。点検の日程については、本学担当者との協議により決定すること。

(2)点検終了時には実施報告書を提出すること。

(3)点検内容は下記の通りとする。

ただし、点検実施時に本学担当者が不要と判断した項目は、実施不要とする。

(ア)クライアント点検項目

- ・ ハードウェア診断ツールによるチェック
- ・ 起動確認
- ・ ディスプレイ清掃
- ・ 導入時ソフトウェアの動作確認

(イ)その他機器点検項目

- ・ 導入機器正常動作確認
- ・ 機器清掃

10. 撤去

- (1)賃貸借期間の満了に伴い機器等を返却する場合は、受注者の負担において 機器及び付属品等の撤去及び搬出を行うものとする。
- (2)発注者は、撤去作業日に支障が生じないように、撤去対象となる機器及び付属品等をあらかじめ校内の指定場所(原則として 1 階部分)に集約するものとする。
- (3)受注者は、回収した機器に記録されているデータについて、復元が不可能な方法により消去又は物理的破砕を実施しなければならない。
- (4)受注者はデータ消去完了後、データ消去又は破砕の実施内容が確認できる証明書を発注者へ提出するものとする。
- (5)機器内に保存されているデータのバックアップ及び必要なデータ移行は、撤去前に発注者の責任において実施するものとする。
- (6)撤去対象機器に不足又は著しい破損が認められる場合は、発注者及び受注者が協議のうえ対応を決定するものとする。

内 訳 書

品名	規格	製造会社	台数
教師用デスクトップ端末	Pro Desk 4 SFF G1i Desktop AI PC/CT スタンダードモデル【S1】B15BWAV-BFGE	(株)日本 HP	1台
教師用液晶ディスプレイ	LCD-A221DB	(株)アイオーデータ	1台
生徒用デスクトップ端末	Pro SFF 400 G9 Desktop PC D7VU3AT#ABJ HP Care Pack Essential 翌日対応 5 年 デスクトップ D用 U10NFE	(株)日本 HP	42 台
生徒用液晶ディスプレイ	LCD-A221DB	(株)アイオーデータ	42 台
A3 対応カラープリンター A3 対応カラープリンター用 ペーパーフィーダー	Satera LBP861C 5728C003、PF-G1 1834C001 CSP/LBP-C タイプ U 5 年 訪問修理・特定部 品別 7950AD86	キヤノン(株)	1式
授業支援ソフトウェア	CaLabo LX 先生用ソフト (ビデオキャプチャーデバイス付き)	チエル(株)	1式
	CaLabo LX 生徒用ソフト	チエル(株)	42 式
環境復元ソフトウェア	WinKeeper	チエル(株)	43式

※上記例示品又は同等品若しくはそれ以上のもの。

(ただし、授業支援ソフトウェアと環境復元ソフトウェアは連動性が必要なため同一メーカーのものとする。)